

国・県・市の事業者向け新型コロナ対策

○津久見市小規模事業者等事業継続支援金【ふあい10(ふあいと)つくみ】

新型コロナの影響で、売上高が減少している小規模事業者の方を対象として、1事業者につき10万円の支援金が給付されます。一次産業等の一部業種は対象外となりますので、まずは津久見市HPか商工観光・定住推進課までご確認ください。

【対象者】令和2年2月～7月のうち、任意のひと月の売上高が前年同月比で▲20%以上となっていること。なお、前年との比較ができない場合は、令和2年2月～7月のうち、任意のひと月の売上高がその月を含む3か月間の平均売上高と比較して▲20%以上となっていること。

【申請方法】下記の必要書類を津久見市に提出。

【必要書類】①申請書兼同意書 ②計算書
③計算書に記入した売上高を確認できる資料(例：試算表、売上台帳…など) ④請求書
※支援金の申請は、1事業者につき1回限りです。
※セーフティネット保証4号の認定を受けている場合は、②③は提出不要です。

【申請期限】令和2年8月20日(木)

【提出先・お問い合わせ先】津久見市役所 商工観光・定住推進課
〒879-2435 津久見市宮本町20番15号
TEL: 0972-82-9542

○大分県中小企業・小規模事業者応援金【NEW】

新型コロナの影響を受ける県内事業者を支援するために、大分県独自の応援金が給付されます。

【対象者】ア. 県内の法人または個人事業者のうち、以下のいずれかの融資を受けた方
(A)民間金融機関融資 ・ 新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金
・ がんばろう!おおいだ資金繰り応援資金
(B)日本政策金融公庫融資 ・ 新型コロナウイルス感染症特別貸付 ほか
イ. 令和2年1月1日以降に県内で創業し、以下のいずれかに該当する方
(A)小規模事業者持続化補助金の採択通知を受けた方
(B)大分県災害時等中小企業者持続化支援事業費補助金の決定通知を受けた方

【給付額】上記アの場合 ⇒ 法人: 30万円 個人事業者: 15万円
上記イの場合 ⇒ 法人、個人事業者ともに15万円

【申請方法】パソコン・スマホからの申請、または郵送による申請。

【申請期限】令和2年12月31日(木)

【お問い合わせ先】大分県中小企業・小規模事業者応援金相談窓口(コールセンター)
TEL: 050-6865-7016

○持続化給付金(経済産業省) ※農林水産事業者も対象となります。

新型コロナの感染拡大で大きな影響を受ける事業者に対して、事業全般に広く使える給付金が支給されます。

【給付要件】新型コロナの影響で、令和2年1月～12月のうち、任意で選択したひと月の売上高が前年同月比▲50%以上となっている事業者。

【給付額】法人: (上限)200万円 個人事業者: (上限)100万円

【申請方法】インターネットで、「持続化給付金」申請ページから申請。

【必要書類】①確定申告書(※税務署の受付印が押されたもの)
②対象月の売上高がわかるもの(例: 試算表、売上台帳など)
③申請者本人名義の通帳写し
④本人確認資料(例: 運転免許証(両面)、マイナンバーカードなど)

【申請期限】令和3年1月15日(金)

【お問い合わせ先】持続化給付金事業コールセンター TEL: 0120-115-570